

使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第一項第五号の規定に基づく主務大臣が認める場合

(平成十六年九月三十日経済産業省・環境省告示第七号)

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第九十八条第一項第五号の規定に基づき、同号の主務大臣が認める場合を次のように定め、平成十七年一月一日から施行する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第九条第一項の規定により引取業者が特定エアコンディショナーが搭載されていない使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されているかどうかを確認したときに、当該使用済自動車に係る法第三十四条第一項第三号又は第百八条第一項第三号に定める料金に相当する額の金銭が再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託されていた場合
- 二 法第九条第一項の規定により引取業者がガス発生器が搭載されていない使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されているかどうかを確認したときに、当該使用済自動車に係る法第三十四条第一項第二号又は第百八条第一項第二号に定める料金に相当する額の金銭が再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託されていた場合
- 三 法第九十八条第二項の規定により資金管理法人が自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担した場合における当該自動車の所有者が、法第七十八条第一項の規定により当該再資源化預託金等の額から負担金の額及びその利息の額を控除した額の金銭の取戻しの請求を行った場合